

綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払の手続きについて

1 受領委任払について

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費は、被保険者が一時的に全額を負担して後日9割～7割分の給付を受ける「償還払」が原則となっておりますが、「受領委任払」を利用することによって、はじめから1割～3割の負担で被保険者は福祉用具購入及び住宅改修を行うことができます。被保険者が「受領委任払」を利用するには、市へ登録をされた**受領委任払取扱事業者**で福祉用具購入及び住宅改修を行う必要があります。

※「償還払」での福祉用具購入及び住宅改修は、今後も利用することができます。

2 受領委任払取扱事業者としての手続きについて

(1) 受領委任払取扱事業者としての登録 ※P.3【登録のパターン】を参照

受領委任払取扱事業者の登録は、事業者の届出により、事業所ごとに行います。受領委任払取扱事業者としての登録を受けるにあたっては、「綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録届出書」及び「綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱確約書」を市へ提出する必要があります。

登録された事業者へは、「綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録通知書」を送付します。

なお、事業者の登録情報は、市ホームページ及び窓口で利用者へ情報提供させていただきます。

※ 届出書類の届出印は、**代表者印**（社印は不可）での届出となります。また、**住宅改修費等の請求時は、この届出印での請求となります。**

※ 各届出書等の提出は法人の場合は原則として法人の代表者氏名となります。

ただし、「法人の代表者から事業所の代表者への委任状」を提出することによって、当該事業者の各支店・営業所等の代表者氏名で提出することもできます。

(2) 受領委任払取扱事業者としての登録後の変更等について

市へ登録を行った事項に変更が生じた場合は、すみやかに「綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書」を提出してください。

なお、事業を廃止する場合は、「綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者廃止届出書」を提出してください。

3 受領委任払利用時の手続きについて

(1) 受領委任払利用時の提出書類について

住宅改修支給申請（事前申請時）の必要書類に加えて「**綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る委任状**」を提出する必要があります。この委任状により、受領委任払取扱事業者は利用者から請求及び受領の権限を委任され、9割～7割分を市へ請求して支払を受けることができます。

※ 「住宅改修支給申請（事前申請時）の必要書類」については、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書関係書類」の「住宅改修のご案内」に記載してあります。

(2) 領収証の発行について

受領委任払利用時、保険給付分（9割～7割分）を控除した1割～3割分の領収証を発行する必要があります。この保険給付分（9割～7割分）を算出する際に、1円未満の端数は切り捨てとなります。

【事例1】費用額に1円未満の端数が発生した場合

| 費用額（10割分） | 保険給付分（9割分） | 自己負担分（1割分） |
|-----------|------------|------------|
| 111,222円 | 100,099円 | 11,123円 |

※上記の計算例は9割分を保険給付する場合の計算例です。

【事例2】複数の福祉用具を購入した場合

| | 費用額（10割分） | 保険給付分（9割分） | 自己負担分（1割分） |
|-----|-----------|------------|------------|
| 製品A | 12,345円 | 11,110円 | 1,235円 |
| 製品B | 6,789円 | 6,110円 | 679円 |
| 合計 | 19,134円 | 17,220円 | 1,914円 |

※上記の計算例は9割分を保険給付する場合の計算例です。

(3) 受領委任払を利用するにあたっての注意事項

被保険者が介護保険被保険者証に**支払方法変更、保険給付の差止及び給付額減額**の記載を受けている場合は受領委任払の利用はできません。また、被保険者が保険料を滞納していて、**保険給付の差止**を受けている場合も同様です。

【登録のパターン】

(参考資料)

事業者登録のパターンとしては、次に挙げる3つのパターンが考えられます。
支店を持つ法人の場合は、法人が事業者、支店が事業所となります。

| | 【パターン1】 事業者と事業所 が同一の場合 | 【パターン2】 事業者と事業所 が異なる場合 | 【パターン3】 事業所の代表者が届出者・ 代理受領者となる場合 |
|-------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 届出者 | 事業者 | 事業者 | 事業所 |
| 登録事業者 | 事業者 | 事業所(代表者は 事業者) | 事業所 |
| 代理受領者 | 事業者 | 事業者 | 事業者又は事業所 |

※登録事業者は、(介護予防) 特定福祉用具販売を行う場合、介護保険指定事業所
番号を付番された事業所となります。

※パターン3の場合、「法人の代表者から事業所の代表者への委任状」が必要と
なります。